

平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）
原 告 河濱盛正ら 外 44 名
被 告 山口県知事 山本繁太郎

第 2 準備書面

2014（平成 26）年 4 月 15 日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田 川 章 次
同 訴訟代理人弁護士	内 山 新 吾
同 訴訟代理人弁護士	小 沢 秀 造
同 訴訟代理人弁護士	堀 良 一
同 訴訟代理人弁護士	永 井 光 弘
同 訴訟代理人弁護士	浅 野 正 富
同 訴訟代理人弁護士	嶋 田 久 夫
同 訴訟代理人弁護士	丸 山 明 子
同 訴訟代理人弁護士	仁 比 聰 平
同 訴訟代理人弁護士	石 口 俊 一
同 訴訟代理人弁護士	則 武 透
同 訴訟代理人弁護士	米 倉 大 樹
同 訴訟代理人弁護士	内 山 傑 史

第1 山口県が本件阻止義務違反によって被った損害額が10万円を下らないこと

1 請求の趣旨第1における原告らの主張

原告らの主張は、当時山口県知事の職にあった山本繁太郎（以下「山本繁太郎」といふ。）が標準処理期間内に申請却下もしくは不許可の判断をしなかったこと（以下「本件不作為」といふ。）は違法であるところ、山本繁太郎は、かかる違法な状況下で行われる審査等に要した用紙代、郵券代及び職員の入件費などの各支出（以下「本件支出」といふ。）を阻止すべき義務を負っていたにもかかわらず、阻止しなかったこと（以下「本件阻止義務違反」といふ。）が違法である（第1準備書面・第1・2柱書）。本件阻止義務違反によって、山口県は本件支出相当分の損害を被っており（甲9の1ないし同6），その損害額（以下「本件損害」といふ。）は、10万円を下らないというものである。

本件公有水面埋立免許事務に係る経費試算（以下「本件経費試算」といふ。甲10の1）に照らせば、以下のとおり、本件損害額が10万円を下らないことは明らかである。

2 本件経費試算

- (1) 山口県の分掌事務によると、公有水面埋立免許にかかる事務は、土木建築部港湾課（以下「港湾課」といふ。）が執り行つており（甲10の2），中心は「港政班」である（甲10の3）。
- (2) 平成24年度山口県歳入歳出決算に関する付属書によると、港湾費の「港湾管理費」のうち、入件費と事務関連経費は、報酬、共済費、旅行、需用費、役員費及び備品購入費の6項目が挙げられる。その「支出済額」の総額は、別表記載のとおり、7876万6252円である（甲10の4）。
- (3) 港湾課の総員25人のうち、「港政班」は6人である（甲10の3）。上記総額の25分の6が「港政班」の入件費と事務関連経費であるとすると、その金額は、1890万3900円となる。
- (4) 「港政班」の業務は、本件公有水面埋立免許にかかる事務だけではないが、上記金額の100分の1のみが同事務にかかる入件費と事務関連経費であるとしても、その金額は、18万9000円にものぼる。

3 小括

したがつて、本件損害額が、10万円を下らないことは明らかである。

第2 上関原発が重要電源開発地点として指定されていること（以下「本件指定」という。）が、本件許可申請に対する判断までの期間について広範な裁量を認める根拠足り得ないこと

1 監査請求における山口県（以下「県」という。）の主張

県は、監査結果通知書において、本件許可申請について標準処理期間を超えて審査することもやむを得ない根拠として、「これまでの国のエネルギー政策の根本を揺るがす福島原発事故という事態があったために、重要電源開発地点として指定された上関原発の実質的な位置づけについての確認に、多くの時間を要する特殊な事情を有する」ことを挙げている（甲4：6頁、上から4行目ないし9行目）。

しかし、第1準備書面・第1・2・(2)・エ・(ウ)（6頁目、下から4行目ないし1行目）で記載のとおり、そもそも本件指定は竣工期間の特定などとは無関係な事情である。また、平成23年3月11日の福島第一原発事故（以下「3.11」という。）以降は事実上、指定自体が棚上げされた状態である。さらに、以下のとおり、本件許可申請の時点で、上関原発は重要電源開発地点としての指定適合要件を満たしていないことは明らかであり、本件指定は、本件許可申請に対する判断までの期間について広範な裁量を認める根拠足り得ない。

2 上関原発が指定適合要件を満たしていないこと

(1) 重要電源開発地点の指定に関する規定によると、指定適合の要件として、「計画の具体化が確実であること」「需給対策上重要であること」が挙げられる（甲11）。

(2) しかし、既に第1準備書面・第1・2・(2)・エ・(ア)（6頁目、上から3行目ないし8行目）でも述べたが、本件埋立は、上関原発設置のためのものであるところ、同原発の手続段階は、原子炉設置許可申請の段階であり、今後の建設は「新設」に該当する。本件許可申請当時、3.11により原発の新設はまったく見通しが立たない状況にあった（甲8）。

また、平成24年9月14日、環境会議で決定された革新的エネルギー・環境戦略においても、第一の柱として「原発に依存しない社会の一日も早い実現」が挙げられ、これを確実に達成するために、次の3原則が定められた。1) 40年運転制限を厳格に適用する、2) 原子力規制委員会の安全確認を得たものののみ、再稼動とする、3) 原発の新設・増設は行わない、ことである（甲12：2頁目、4頁目）。

(3) したがって、本件許可申請の時点で、上関原発は重要電源開発地

点としての指定適合要件を満たしていないことは明らかである。県は、「本件電力会社が、上関原発の重要電源開発地点の指定には何ら変わりはないとする主張を説明するためには、相当の情報の掌握・整理が必要で、ある程度の期間を要するものと判断し」たと主張する（甲4：9頁目、上から15行目ないし20行目）が、指定適合要件を満たさないことが明白である以上、かかる説明の余地はない。

3 小括

したがって、本件指定は、本件許可申請に対する判断までの期間について広範な裁量を認める根拠足り得ない。

第3 本件灯浮標等を放置し続けることにより、山口県が財産的損害を被る危険性が高まっていること

原告らは、請求の趣旨2項について、請求原因3項「(2) 損害発生の可能性」において、本件灯浮標等は「設置から既にかなりの日数が経過しており、風雨にさらされて劣化が進んでいる。特に、9基設置された灯浮標のうち、2基は破損しており、かなり危険な状態にある。他の灯浮標についても、いつこのような状態になるか分らない。」と主張している。最近、既に破損していた上記灯浮標2基に加え、さらに2基が破損し、浮標部分が海上に流失したものと思われる。

このように、現在、いつ、どの灯浮標が劣化により破損し、その浮標部が海上に流失するか全く予測がつかない状況にある。灯浮標等が放置され続けられることにより、流失した浮標部分に起因する船舶の事故によって、県が損害賠償責任を負うなどの財産的損害を被る危険性が高まっているものといえる。

以上

別表

費　　目	支　出　済　額
報　　酬	¥25, 611, 800
共　　濟　　費	¥4, 012, 479
旅　　費	¥1, 998, 891
需　用　費	¥33, 616, 321
役　務　費	¥9, 500, 761
備品購入費	¥4, 026, 000
合　　計	¥78, 766, 252



平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）
原 告 河濱盛正ら 外 44 名
被 告 山口県知事 山本繁太郎

証拠説明書

2014（平成 26）年 4 月 15 日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田 川 章 次

同 訴訟代理人弁護士 内 山 新 吾

同 訴訟代理人弁護士 小 沢 秀 造

同 訴訟代理人弁護士 堀 良 一

同 訴訟代理人弁護士 永 井 光 弘

同 訴訟代理人弁護士 浅 野 正 富

同 訴訟代理人弁護士 嶋 田 久 夫

同 訴訟代理人弁護士 丸 山 明 子

同 訴訟代理人弁護士 仁 比 聰 平

同 訴訟代理人弁護士 石 口 俊 一

同 訴訟代理人弁護士 則 武 透

同 訴訟代理人弁護士 米 倉 大 樹

同 訴訟代理人弁護士 内 山 傑 史

原告代理人は提出した証拠につき、下記の通り説明する。

記

甲	標目（原・写）	作成時	作成者	立証趣旨
10 の 1	公有水面埋立免許事務に係る経費試算	写 H26. 03. 07	日本共産党 山口県議団 よしだたつ ひこ	<u>当時山口県知事の職にあ</u> <u>った山本繁太郎（以下「山</u> <u>本繁太郎」という。）が標準</u> <u>処理期間内に申請却下も</u> <u>しくは不許可の判断をしな</u> <u>かったことは違法であると</u> <u>ころ、山本繁太郎は、かかる</u> <u>違法な状況下で行われる</u> <u>審査等に要した用紙代、郵</u> <u>券代及び職員の人事費など</u> <u>の各支出（以下「本件支出</u> <u>」という。）を阻止すべき</u> <u>義務を負っていたにもかか</u> <u>わらず、阻止しなかったこ</u> <u>とによって、山口県に本件</u> <u>支出相当分の損害を与え、</u> <u>その損害額は、10万円を下</u> <u>らないこと。</u>
10 の 2	山口県分掌事務「341頁」	写 —	山口県	同 上
10 の 3	山口県職員録（平成 24 年 6 月 1 日現在）「155, 156 頁」	写 —	山口県	同 上
10 の 4	平成24年度山口県歳入歳出決算に関する附属書「211, 212頁」	写 —	山口県	同 上
11	インターネット上で公開されている文書を印刷した書面（「重要電源開発地点の指定に関する規程」について〔参考資料 1〕及び〔参考資料 2〕）	原 H26. 04. 08	原告訴訟代理人	重要電源開発地点の指定に関する規程において、指定適合の要件として、「計画の具体化が確実であること」「需給対策上重要であること」が挙げられているこ

					と。
12	インターネット上で公開されている文書を印刷した書面（「革新的エネルギー・環境戦略」）	原	H26. 04. 08	原告訴訟代理人	平成 24 年 9 月 14 日、環境会議で決定された革新的エネルギー・環境戦略において、第一の柱として「原発に依存しない社会の一日も早い実現」が挙げられ、これを確実に達成するための 3 原則として、1) 40 年運転制限を厳格に適用する、2) 原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼動とする、3) 原発の新設・増設は行わない、ことが定められたこと。

以 上